

12月2日から現行の保険証は発行されません マイナ保険証をご利用ください



マイナ保険証とは

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるように登録したものをいいます。マイナンバーカードを病院や薬局に置かれているカードリーダーにかざすだけで、保険証を提示しなくても受診することができます。



マイナ保険証を使うメリット

- ①医療費を20円節約できる。
- ②医師や薬剤師が過去の医療情報を確認できるため、身体の状態に合わせた病気の治療を受けることができる。
- ③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いが免除になる。



現行の保険証が使える期間

令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、保険証に記載の有効期限まで使用可能です。



マイナ保険証を取得していない人は

マイナンバーカードを取得していない人、取得していても保険証利用の登録をしていない人には、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」を交付します。「資格確認書」はお手持ちの保険証の有効期限が切れる前に郵送します。



マイナ保険証の利用登録をしている人は

12月2日以降に「資格情報のお知らせ」を交付します。「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証の使用ができない病院や薬局などにマイナ保険証と一緒に掲示することで、受診が可能となります。「資格情報のお知らせ」はお手持ちの保険証の有効期限が切れる前に郵送します。

職員が申請手続きを補助します！



マイナンバーカードの申請

申請者本人が身分証明書を持参するだけで市民課または支所窓口で写真の撮影から申請までを職員がお手伝いします。

- ◎持ち物：身分証明書1点
(運転免許証、健康保険証 など)
- ◎所要時間：1人当たり10分～15分
- ◎受付時間：平日 8:15～17:00

マイナ保険証の利用登録

申請者本人がマイナンバーカードを持参するだけで、市民課または支所窓口で保険証として利用できるように職員がお手伝いします。

- ◎持ち物：マイナンバーカード
(4桁の暗証番号をご用意ください)
- ◎所要時間：1人当たり10分～15分
- ◎受付時間：平日 8:15～17:00

